

重要事項説明書

(指定訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	ケアパートナー株式会社
主たる事務所の所在地	〒108-0075 東京都港区港南 2-16-1 品川イーストワンタワー21F
代表者(職名・氏名)	代表取締役 ○○○○
設立年月日	平成 11 年 2 月 1 日
電話番号	03-6404-8111

2. 事業所の概要

(本 店)	
事業所名	ハピネス訪問看護ステーション
所在地	〒274-0814 千葉県船橋市新高根 6 丁目 38-12 ロアジス 202
電話番号	047-407-2302
管理者名	○○○○

(サテライト)	
事業所名	ハピネス訪問看護ステーション船橋本町分室
所在地	〒273-0005 千葉県船橋市本町 1-23-20 ウィステリア・ファースト 101
電話番号	047-407-2357

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者(訪問兼務)	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	13 名 (常勤) 5 名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	8 名 (常勤) 2 名 (非常勤)
作業療法士		2 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
言語聴覚士		3 名 (常勤) 1 名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	2 名 (常勤) 3 名 (非常勤)

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び年末年始は除きます。	8 時 30 分～17 時 30 分まで

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、医療保険制度に基づく金額になります。
- (3) 医療保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- (4) 利用者負担金は、以下の方法でお支払いいただきます。
 1. 事業者指定銀行口座への振り込み(振込手数料はご負担ください)
 2. 現金による支払い
 3. ご指定の金融機関の口座から引き落とし

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：ハピネス訪問看護ステーション 連絡先：047-407-2302

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：2,200 円(税込)

11. 秘密保持

事業所及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、訪問看護計画の作成や市町村の実施する保険福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	047-407-2302	FAX番号	047-407-2303
担当者	管理者 平山 亜津砂		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者を引き継ぎます。		

13. 虐待の防止

お客様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(お客様のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がお客様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (5) 虐待防止に関する責任者を配置しております。

虐待防止に関する責任者 看護部長 小野竣哉

14. 身体拘束防止

サービスの提供にあたっては、当該お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお客様の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合、①緊急性、②非代替性、③一時性の要件を満たしていることを、カンファレンスにて確認の後、お客様及びご家族等(後见人含む)に説明し、同意を得た上で、その実施状況や時間等について、経過観察記録を作成し保管いたします。

①	緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
②	非代替性	身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
③	一時性	お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 衛生管理等

- (1) すべてのサービス提供の場において、標準予防策に則り、適切に衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回程度開催します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修等を定期的 to 実施します。

16. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

年 月 日

【説明確認欄】 私は以上のとおり重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者>

氏 名 _____

※上記代理人(代理人を選任した場合)

氏 名 _____

【説明確認欄】 以上のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主>

(事業者)

住 所 〒108-0075
東京都港区港南 2-16-品川イーストワンタワー21F

事業者名 ケアパートナー株式会社

代表者 代表取締役 ○○○○

(事業所名)

住 所 〒274-0814
千葉県船橋市新高根 6 丁目 38-12 ロアジス 202

事業所名 ハピネス訪問看護ステーション

管理者名 ○○○○

説明者 氏 名 _____

医療保険 訪問看護利用料金 (非課税)

(2024.6.1~)

■基本利用料

各種健康保険、公的医療制度が適用されます。各種保険証・高齢者受給者証等をご提示ください。

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費 1	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	週3日まで	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,970円
	週4日目以降	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
月の2日目以降	週3日まで	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
	週4日目以降	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円
[注意]以下は難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ							
同日2日目		4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3日目		8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護							
入院中1回につき		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は5,550円になります。

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

■基本利用料以外（加算）

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算イ		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅱ）		2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算（Ⅰ）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
長時間退院支援指導加算（90分超）※複数回で90分超え可		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算（月14日目まで）		2,650円	270円	530円	800円
緊急訪問看護加算（月15日目以降）		2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問看護加算（6-8・18-22） 1日1回まで		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6） 1日1回まで		4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算（6歳未満） 1日1回まで		1,300円	130円	260円	390円
乳幼児加算（上記のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの）		1,800円	180円	360円	540円
複数名 訪問看護加算	① 2人目が看護師の場合 週1回まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	② 2人目が准看護師の場合 週1回まで	3,800円	380円	760円	1,140円
	③ 2人目がその他職員の場合 週3回まで	3,000円	300円	600円	900円
	④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合	3,000円	300円	600円	900円
	1日2回の訪問の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回以上の訪問の場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ターミナルケア療養費 1 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費 2 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合）		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回		50円	10円	10円	20円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）月1回		780円	80円	160円	230円

医療保険 訪問看護利用料金（非課税）
同一建物居住者への訪問看護（同日3人以上の場合）

「同日3人以上」とは、同一建物内に訪問看護基本療養費と精神科訪問看護基本療養費を算定するご利用者が同一日に3人以上いる場合を指します。

(2024.6.1~)

■基本利用料

各種健康保険、公的医療制度が適用されます。各種保険証・高齢者受給者証等をご提示ください。

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費Ⅰ	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	週3日まで	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,090円	3,140円
	週4日目以降	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円	3,290円
月の2日目以降	週3日まで	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円	1,730円
	週4日目以降	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円	1,880円
[注意]以下は難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ							
同日2日目		4,000円	—	—	400円	800円	1,200円
同日3日目		7,200円	—	—	720円	1,440円	2,160円
入院患者の外泊中の訪問看護							
入院中1回につき		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は5,550円になります。

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

■基本利用料以外（加算）

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算Ⅰ		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅱ）		2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算（Ⅰ）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
長時間退院支援指導加算（90分超）※複数回で90分超え可		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算（月14日目まで）		2,650円	270円	530円	800円
緊急訪問看護加算（月15日目以降）		2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問看護加算（6-8・18-22） 1日1回まで		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6） 1日1回まで		4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算（6歳未満） 1日1回まで		1,500円	150円	300円	450円
乳幼児加算（上記のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの）		1,800円	180円	360円	540円
複数名 訪問看護加算	① 2人目が看護師の場合 週1回まで	4,000円	400円	800円	1,200円
	② 2人目が准看護師の場合 週1回まで	3,400円	340円	680円	1,020円
	③ 2人目がその他職員の場合 週3回まで	2,700円	270円	540円	810円
	④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合	2,700円	270円	540円	810円
	1日2回の訪問の場合	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	1日3回以上の訪問の場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円
ターミナルケア療養費 1 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費 2 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合）		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回		50円	10円	10円	20円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）月1回		780円	80円	160円	230円

医療保険対象外費用

■土日祝日等 営業日以外の訪問

土日祝日、及び、年末年始の営業日以外の訪問は、1回2,000円の追加料金をいただきます。

1回 2,000円 (非課税)

■延長料金

基本時間(90分)を超えたサービスを行った場合、下記料金を徴収いたします。

30分毎 3,000円 (非課税)

■死後の処置

亡くなられた後の処置と処置材料費込みで、下記料金を徴収いたします。

16,500円 (税込)

■キャンセル料

- | | |
|-----------------------|------------------|
| * 訪問看護利用日の前日(営業時間内)まで | 無 料 |
| * 訪問看護利用日の当日 | 利用者負担 2,200円(税込) |

サービスの利用をキャンセルする際には、お早めにご連絡をお願いいたします。

医療保険対象外費用同意書

年 月 日

私は医療保険対象外料金について説明を受け、必要に応じ、医療保険対象外費用を支払うことに同意します。

ご利用者氏名 _____

ハピネス訪問看護ステーション

TEL: 047-407-2302 FAX: 047-407-2303

営業時間: 平日 8:30~17:30 (休日: 土日祝・年末年始)

T274-0814 船橋市新高根6-38-12-202

医療保険（精神科指示書対応） 訪問看護利用料金 （非課税）

(2024.6.1～)

■基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費Ⅰ	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日 週3日まで	30分未満	11,920円	4,250円	7,670円	1,190円	2,380円	3,580円
	30分以上	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,970円
月の2日目以降 週3日目まで	30分未満	7,250円	4,250円	3,000円	730円	1,450円	2,180円
	30分以上	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
月の初日 週4日目以降	30分未満	12,770円	5,100円	7,670円	1,280円	2,550円	3,830円
	30分以上	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
月の2日目以降 週4日目以降	30分未満	8,100円	5,100円	3,000円	810円	1,620円	2,430円
	30分以上	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円
[注意]以下は①精神科複数回訪問加算②精神科重症患者支援管理連携加算を届出済の場合のみ							
同日2日目		4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3日目		8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護							
入院中1回につき		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は4,250円→3,870円、5,100円→4,720円、5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

■基本利用料以外（加算）

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算Ⅰ		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅱ）		2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算（Ⅰ）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
長時間退院支援指導加算（90分超）※複数回で90分超え可		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
精神科緊急訪問看護加算（月14日目まで）		2,650円	270円	530円	800円
精神科緊急訪問看護加算（月15日目以降）		2,000円	200円	400円	600円
精神科緊急訪問看護加算		2,650円	270円	530円	800円
早朝・夜間訪問看護加算（6・8・18・22） 1日1回まで		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6） 1日1回まで		4,200円	420円	840円	1,260円
複数名精神科 訪問看護加算	① 2人目が看護師・作業療法士の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回訪問の場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日に3回以上訪問の場合	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	② 2人目が准看護師の場合	3,800円	380円	760円	1,140円
	1日2回の訪問の場合	7,600円	760円	1,520円	2,280円
	1日3回以上の訪問の場合	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	③ 2人目がその他の職員の場合	3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア療養費1 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合）		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
精神科重症患者 支援管理連携加算	重症患者等のうち集中的な 支援を必要とする患者	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	重症患者等	5,800円	580円	1,160円	1,740円
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回		50円	10円	10円	20円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）月1回		780円	80円	160円	230円

医療保険（精神科指示書対応） 訪問看護利用料金 （非課税）
同一建物居住者への訪問看護（同日3人以上の場合）

「同日3人以上」とは、同一建物内に訪問看護基本療養費と精神科訪問看護基本療養費を算定するご利用者様が同一日に3人以上いる場合を指します。
(2024.6.1～)

■基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費Ⅰ	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日 週3日まで	30分未満	9,800円	2,130円	7,670円	980円	1,960円	2,940円
	30分以上	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,190円	3,290円
月の2日目以降 週3日目まで	30分未満	5,130円	2,130円	3,000円	510円	1,030円	1,540円
	30分以上	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円	1,730円
月の初日 週4日目以降	30分未満	9,990円	2,550円	7,670円	1,000円	2,000円	3,000円
	30分以上	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円	3,290円
月の2日目以降 週4日目以降	30分未満	5,550円	2,550円	3,000円	560円	1,110円	1,670円
	30分以上	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円	1,880円
[注意]以下は①精神科複数回訪問加算②精神科重症患者支援管理連携加算を届出済の場合のみ							
同日2日目		4,000円	—	—	400円	800円	1,200円
同日3日目		7,200円	—	—	720円	1,440円	2,160円
入院患者の外泊中の訪問看護							
入院中1回につき		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は2,130円→1,940円、2,550円→2,360円、2,780円→2,530円、3,280円→3,000円となります。

■基本利用料以外（加算）

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算Ⅰ		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅱ）		2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算（Ⅰ）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
長時間退院支援指導加算（90分超）※複数回で90分超え可		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科緊急訪問看護加算（月14日目まで）		2,650円	270円	530円	800円
精神科緊急訪問看護加算（月15日目以降）		2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問看護加算（6-8・18-22） 1日1回まで		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6） 1日1回まで		4,200円	420円	840円	1,260円
複数名精神科 訪問看護加算	① 2人目が看護師・作業療法士の場合	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日に2回訪問の場合	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	1日に3回以上訪問の場合	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	② 2人目が准看護師の場合	3,400円	340円	680円	1,020円
	1日2回の訪問の場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	1日3回以上の訪問の場合	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
	③ 2人目がその他の職員の場合	2,700円	270円	540円	810円
ターミナルケア療養費1 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合）		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
精神科重症患者 支援管理連携加算	重症患者等のうち集中的な 支援を必要とする患者	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	重症患者等	5,800円	580円	1,160円	1,740円
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回		50円	10円	10円	20円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）月1回		780円	80円	160円	230円

医療保険対象外費用

■土日祝日等 営業日以外の訪問

土日祝日、及び、年末年始の営業日以外の訪問は、1回2,000円の追加料金をいただきます。

1回 2,000円 (非課税)

■延長料金

基本時間(90分)を超えたサービスを行った場合、下記料金を徴収いたします。

30分毎 3,000円 (非課税)

■死後の処置

亡くなられた後の処置と処置材料費込みで、下記料金を徴収いたします。

16,500円 (税込)

■キャンセル料

- | | |
|-----------------------|------------------|
| * 訪問看護利用日の前日(営業時間内)まで | 無 料 |
| * 訪問看護利用日の当日 | 利用者負担 2,200円(税込) |

サービスの利用をキャンセルする際には、お早めにご連絡をお願いいたします。

医療保険対象外費用同意書

年 月 日

私は医療保険対象外料金について説明を受け、必要に応じ、医療保険対象外費用を支払うことに同意します。

ご利用者氏名 _____

ハピネス訪問看護ステーション

TEL: 047-407-2302 FAX: 047-407-2303

営業時間: 平日 8:30~17:30 (休日: 土日祝・年末年始)

〒274-0814 船橋市新高根6-38-12-202